

知っておきたい国民健康保険

社会保険など他の健康保険に加入されたとき

3月、4月は退職や就職で健康保険が切り替わる方が多い時期です。

国民健康保険に加入している方が、社会保険などの健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。

社会保険の被保険者証が交付されるまでの間、国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合もありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

◎手続きに必要なもの

- ・他の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

通学のため、家族と離れて他の市町村に住むとき

通学のため、他の市町村

へ転出する方は、届出により横芝光町の国民健康保険の被保険者となることができます。

この場合、すでに在学中の方も含めて、毎年被保険者証交付の手続きが必要です。

◎手続きに必要なもの

- ・在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)
- ・印かん

※学校を卒業したときは、住所地の国民健康保険に加入することになりますので、資格喪失の手続きが必要です。

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

◎手続きに必要なもの

- ・本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- ・印かん

国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの1年分を8期にわけて納付していただきます。

国民健康保険税に未納があると、通常の被保険者証の代わりに『短期被保険者証』(有効期限3ヶ月以内のもの)が交付され、また納期限から1年を過ぎても未納がある場合には、被保険者証を返還していただき、代わりに『被保険者資格証明書』(被保険者証とは異なり、医療費はいったん全額自己負担となります。)が交付されることがあります。

また、納期限を過ぎると督促状が送付されるほか、延滞金の納付義務が生じ、法令に基づく滞納処分を受ける場合がありますので、お早めに納付してください。

◆問い合わせ

- ・被保険者証のこと
- ・住民課国保年金班

☎(84) 1214

- ・納税のこと
- ・税務課収税班

☎(84) 1212

国民年金保険料の退職(失業)による特例免除

(失業)による特例免除

国民年金には、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合に、申請をすることで保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。

この制度には審査があり、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に承認されます。

退職(失業)したことで保険料の納付が困難になってしまった方は、退職(失業)による特例免除制度を利用することができます。

特例免除では、退職(失業)した方の所得を除外して審査されるため、前年の所得が一定額以上でも免除、または猶予の対象となる場合があります。

※本人・配偶者・世帯主のうち、退職(失業)した方以外に一定額以上の所得があるときは、特例免除が認められない場合があります。

◎手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・印かん
- ・公的機関の証明書
- ※「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など

◆申請・問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84) 1214

